

事務連絡
令和5年1月4日

県立学校長様

保健体育課長

学校での結核検診における結核高まん延国の変更について

標題の件について、令和4年12月21日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、別添写しを参考に、学校における結核対策について適切な対応をお願いいたします。

記

○結核高まん延国の変更点について

・対象から外された国

アルメニア共和国、ドミニカ共和国、イラク共和国、リトアニア共和国、モルディブ共和国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、シンガポール共和国、トーゴ共和国、トルクメニスタン、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

・新たに追加された国

アフガニスタン・イスラム共和国、リビア

健康教育・学校安全担当 龍野 雅美
電話 048-830-6963
FAX 048-830-4971



事務連絡
令和4年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校での結核検診における結核高まん延国について

文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等は、入学時又は転入時に1回の精密検査の対象とすること等としております。

結核高まん延国については、世界保健機関（WHO）が公表している Global Tuberculosis reports 等を踏まえ、WHOが示す結核の高負荷国（high-burden countries）に、これらと同程度に結核の推定罹患率の高い国及び地域を加えたものを対象として取り扱っているところです。

【参考】

- 文部科学省「学校における結核対策マニュアル」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1318846.htm
- 公益財団法人日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

現在、WHOにおいて示されている高負荷国及び高負荷国以外の結核高まん延国は下記のとおりとなりますので、御承知置きくださるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務

表2 高負荷国以外の結核高まん延国

アフガニスタン・イスラム共和国、アルジェリア民主人民共和国、イエメン共和国、エクアドル共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガイアナ共和国、ガンビア共和国、カンボジア王国、北マリアナ諸島、キリバス共和国、グアム、グリーンランド、コートジボワール共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ジブチ共和国、ジョージア、スーダン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソロモン諸島、大韓民国、チャド共和国、ツバル、ナウル共和国、ニジェール共和国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、東ティモール民主共和国、フィジー共和国、ブータン王国、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボリビア多民族国、香港、マーシャル諸島共和国、マカオ、マダガスカル共和国、マリ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、南スーダン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、ラオス人民民主共和国、リビア、ルーマニア、ルワンダ共和国

(53か国、五十音順)

3. 結核高まん延国の変更点について

従来、結核高まん延国として示していた国及び地域から、アルメニア共和国、ドミニカ共和国、イラク共和国、リトアニア共和国、モルディブ共和国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、シンガポール共和国、トーゴ共和国、トルクメニスタン、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国が外れています。また、新たにアフガニスタン・イスラム共和国、リビアが追加されています。

以上